

第2報

小5と中2の学習状況調査の根拠いかげん

さいたま市教組新聞

団体交渉の回答続報

校長の資質を問う

人事評価制度で年度末に教職員が自己評価をした後、校長は総合評価シートを個々に返さなければならないにもかかわらず、前〇小学校校長はこともあろうに、個々に渡さずに他校に異動しました。年度が変わって職員から事態を告げられた新校長が連絡しても、すぐに対処できない有様です。大問題です。評価に対し納得いかない教職員が苦情を申し立てる権利をも奪っています。人事評価制度そのものが成り立ちません。

給食費の未納問題は、管理職の頭を悩ます問題です。そのことは十分に理解します。しかし、M中学校校長の行った行為は軽率すぎます。PTA総会の議事終了後に「給食費滞納家庭の生徒の分の食材を購入することができず、給食を用意することができない」という学校の方針を説明し、総会参加者の意見を求めます。そして大筋学校の方針を理解してもらえた、と学校便りに書きました。滞納家庭にも様々な事情があります。親や生徒の心情を顧みない非教育的なやり方です。しかも、PTA総会は全校の保護者が参加していません。その場のやり取りで学校の方針への理解を得たとは、何を考えているのかと問いたい。

自分の言うことに従い、ヨイショする職員には愛想が良く、立場の弱い職員には叱りつけたり、怒鳴ったり、まるでいじめているように対応する校長がいます。

【要求】〇八年度全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）は実施しないこと。実施する場合は番号記入方式にすること。

【回答】調査の目的は児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育と教育政策の成果・課題を検証し、改善を図ること。来年度以降も実施する。番号記入方式は、文科省の動向を見守って検討する。

【組合】四月の全国一斉学力テストでは、全国の公立小学校の二四％が番号記入方式で行った。また、政令指定都市の多くは番号記入方式だった。市教組が把握している範囲でも、札幌、横浜、川崎、神戸、大阪、京都、広島、堺である。番号記入方式でできない理由があるのか。

【回答】個人・学校名が特定されることはな

い。記名は正確に結果を返すため。

【組合】中学校は番号記入方式、全国の小学校では四校に一校は番号記入方式。市の人間関係プログラムは、記名しない。慎重に取り組んでいる。番号方式ができない理由がない。

【要求】小五と中二の市独自の学習状況調査は止めること。

【回答】国の調査と併せてやることで、学力

さいたま市教職員組合
TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail saitama@kyouiku-net.org
URL http://www2.plala.or.jp/saitama-sikyouso/
2007.7.23(月)
No.124

を正確に把握する。より多くの児童生徒の学力や学習の状況を明らかにし、きめ細かな指導を行うため。また同一児童生徒の一年後の経年変化を把握し、評価するため。なお、中の調査では社会・理科・英語を加え五教科でやり、今後の指導に生かす。

検証改善委員会があ

り、市と学校に提言する。指導案を作り、授業研究していく。

【組合】全国一斉学力テストと市のテストは問題が系統的に作られてない。どう分析するのか。経年変化をどう見るのか。

【回答】経年変化は市全体の同一領域の変化を分析する。

【組合】児童生徒一人一人の変化ではないのか。個々へのきめ細かな指導に生かすのではないのか。回答が矛盾する。いい加減な回答だ。また、検証改善委員会での提言が、市内の学校を一律に拘束する形で出される危険性がある。この問題は今後、協議したい。

新聞折込求人広告で小学校体育授業サポート業務の派遣スタッフ募集

七月一五日の大手新聞の折込求人広告に、さいたま市教委がこの九月から始める「小学校体育授業サポート業務派遣スタッフ募集」の求人広告が載っています。

市教委の派遣事業の入札に、応募し落札した業者が新生ビルテクノ株式会社（東京都文京区）です。募集要項を見ると、

仕事は、実技指導のサポート業務の仕事。例として「跳び箱の設置など、先生のお手伝いの仕事」とあります。「未経験からスタートできる仕事です。未経験からスタートできる仕事です。未経験からスタートできる仕事です。」と書かれています。

資格の項目では、「未経験者大歓迎」とあります。「スポーツが好き、スポーツに興味がある」人材を派遣するようです。

給与・待遇・時間の各欄には、時給一五〇円～一二五〇円、勤務時間は九時三〇分～一四時三〇分又は一五時三〇分まで、週二日から四日で

一校週二日、交通費支給・ユニフォーム貸与とあります。

団体交渉の直後に指導一課長に問い合わせました。課長も「広告を見てびっくりしている」「広告の内容で契約していい」と述べました。それにしても事業の程度が知れる事態ではないでしょうか。現場は迷惑千万です。

特別支援学級（障害児学級）補助員は一日七時間、週三五時間を超えない範囲の勤務で、時給九九〇円です。また、図書館司書は週四日、一日六時間で時給一二〇〇円（月額六七二〇円を超えない範囲との定め）超過勤務は夕方働きになる。図書館司書や補助員は学校行事でも学校の職員として役割を担っています。

派遣スタッフの方が時給が高いとはどういうことなのでしょう。派遣にそれだけ出せるなら、長年勤務している図書館司書や補助員の時給をもっと上げて待遇改善を行うべきです。市教委は大きな間違いをしています。